

国見町告示第8号

国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年1月29日

国見町長 村上 利通

国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 燃油、電気、肥料、飼料等の価格高騰で農業経営が圧迫される懸念のある農業者及び農業法人（以下「農業者等」という。）を広く支援するため、国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和63年国見町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付対象者及び補助金の額)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 町税の滞納が無いこと。
- (2) 国見町暴力団排除条例（平成24年国見町条例第1号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員等でないもの。

(補助金の交付申請)

第3条 交付対象者は、国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金交付申請兼請求書（第1-1、1-2、1-3号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 町長は、補助金を交付すべきものと認めるときは、国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第5条 町長は、補助金の交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 規則及びこの告示の規定に違反したとき。

(完了報告及び実績報告の省略)

第6条 この告示に定める補助金の交付に関し、規則第13条に規定する完了報告及び実績報告書の提出は、規則第18条の3の規定により、省略するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 この告示に定める補助金の交付に関し、規則第15条の2第2項に規定する請求書の提出は、第3条の国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金交付申請兼請求書の提出によって、代えるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年6月30日限り、その効力を失う。

別表 (第2条関係)

交付対象者	補助金の額
1 令和6年分の所得税又は町県民税の確定申告で農業販売収入が10万円以上ある農業者等	(1) 認定農業者 20,000円/定額 (2) その他の農業者 10,000円/定額
2 農業生産のために3戸以上で構成され、かつ受益面積3ha以上の農業生産組織	(1) 水稻栽培 8,000円/ha (2) 果樹栽培 5,000円/ha
3 畜産農家	(1) 鶏 飼育頭数1万羽未満 100,000円/定額 (2) 鶏 飼育頭数2万羽未満 200,000円/定額 (3) 鶏 飼育頭数2万羽以上 300,000円/定額 (4) 牛 200,000円/定額 (5) 豚 200,000円/定額

備考

- 1 別表中1から3の補助金は重複できず、交付対象者がいずれかを選択して申請するものとする。
- 2 別表中1の認定農業者には、この告示の施行日時点で国見町が認定している認定農業者以外に国見町に住民登録されている広域認定の認定農業者及び認定新規就農者も含むものとする。
- 3 別表中1で令和7年から新たに就農していることを町長が認めた農業者等も交付対象者とする。
- 4 別表中2の水稻栽培には転作大豆も含むものとする。

第1号様式(第3条関係)

国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金交付申請兼請求書

第1-1号様式

[別紙参照]

第1-2号様式

[別紙参照]

第 1-3 号様式
[別紙参照]

第 2 号様式(第 4 条関係)

国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金交付決定通知書
第 2 号様式
[別紙参照]

年 月 日

国 見 町 長 様

住 所

申請者 氏 名

携帯番号 — —

国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金交付申請兼請求書

国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金について、下記のとおり申請及び請求します。

記

◆申請兼請求内容

補助金請求額	円
--------	---

◆振込口座

金融機関名 (ゆうちょ銀行除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めで記入)	口座名義 (カタカナで正確に記入)
銀行 金庫 農協	本店 支店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		

◆税務情報収集の同意

国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金の交付決定にあたり、税務情報（令和 6 年分の農業販売収入額）を収集することに同意します。

年 月 日

国 見 町 長 様

組 織 名

申請者 代表者氏名

代表者携帯 — —

国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金交付申請兼請求書

国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金について、下記のとおり申請及び請求します。

記

◆申請兼請求内容

水稻栽培（転作大豆含む）面積（8,000 円/1ha）	ha
果樹栽培面積（5,000 円/1ha）	ha
補助金請求額	円

◆振込口座

金融機関名 (ゆうちょ銀行除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めで記入)	口座名義 (カタカナで正確に記入)
銀行 金庫 農協	本店 支店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		

年 月 日

国 見 町 長 様

住 所 国見町

申請者 氏 名

携帯番号 — —

国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金交付申請兼請求書

国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金について、下記のとおり申請及び請求します。

記

◆申請兼請求内容

飼育家畜名及び飼育数	
補助金請求額	円

◆振込口座

金融機関名 (ゆうちょ銀行除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めで記入)	口座名義 (カタカナで正確に記入)
銀行 金庫 農協	本店 支店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		

第2号様式(第4条関係)

国見町指令第 号

様

国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請兼請求のあった国見町農業生産資材等高騰緊急支援補助金については、国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和63年国見町規則第2号）第5条第1項の規定により、補助金 円を交付します。

年 月 日

国 見 町 長

交付予定日 年 月 日 振込予定

補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 国見町農業生産資材高騰等緊急支援補助金交付要綱の規定に違反した場合には、補助金の全額を返還させることがあること。